

社会福祉法人宇治田原むく福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇治田原むく福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、定時評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、理事会への出席等、必要のつど定額を支払うことができる。
- 3 評議員に対しては、評議員会への出席等、必要のつど定額を支払うことができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員及び非常勤役員及び評議員の報酬額は、別表第1から別表第4のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する報酬は別表第1「常勤役員の報酬月額」に定める額とする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬は別表第3「評議員の報酬」の定める額とする。
- 3 常勤役員に対する退職慰労金は、別表第4「常勤役員退職慰労金」に定める額とする。
- 4 退職慰労金は、役員として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第 5 条 常勤役員の報酬は、年間支給額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月 20 日に支払うものとする、非常勤役員及び評議員に対しては、理事会及び評議員会への出席等、必要のつど定額を支払うものとする。支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人の名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 22 日に制定の社会福祉法人宇治田原むく福祉会の役員報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。

別表第1 (常勤役員の報酬月額)

役職名	月額
常勤役員	150,000 円

別表第2 (非常勤役員の報酬)

事 項	日額
理事会への出席	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	2,000 円

別表第3 (評議員の報酬)

事 項	日額
評議員会への出席	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	2,000 円

別表第4 (常勤役員の退職慰労金)

就任期間	金額
4 年以上 6 年未満	20,000 円
6 年以上 8 年未満	30,000 円
8 年以上 10 年未満	40,000 円
10 年以上	50,000 円